

安全情報の公表

令和3年4月3日：株式会社 黒川葬祭

安全マネジメントに関する基本的な方針

- 1、安全確保の最優先がバス事業者の使命であることを深く認識し社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす。
- 2、輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する。

輸送の安全に関する目標

- 1、人身事故ゼロ
- 2、接触事故ゼロ
- 3、車両故障ゼロ
- 4、飲酒運転、速度超過撲滅

自動車事故報告規則第2条に規定するバス事故に関する統計 0件（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

| 項 目 | 令和元年度 件数 | 令和2年度 件数 |
|---|-------------|-------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災を含む。)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの | 0件 | 0件 |
| 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたもの | 0件 | 0件 |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの | 0件 | 0件 |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの | 0件 | 0件 |
| 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの | 1件 | 0件 |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの | 0件 | 0件 |
| 総 件 数 | 1件 | 0件 |